

Ⅱ 申告書の作成例等

※ 「『確定申告書等作成コーナー』を利用した申告書の作成」については54ページを参照してください。

1 申告書の書きかた

(1) 贈与税の申告書の書きかた

① 申告書第一表

贈与税の申告をする全ての人が使用する申告書です。

税務署長 平成 年 月 日提出		平成 年 分 贈与税の申告書		FD 4 7 2 4	
提出用	住所 (電話 - -)	税務署整理欄 (記入しないでください。)			
	フリガナ ※フリガナは、必ず記入してください。	整理番号	名簿	申告書提出年月日	財産 事案
税務署受付用	氏名	災害等延長期限	細目	処理	訂正
	生年月日 年 月 日 職業	出国年月日	コード	訂正	修正
		死亡年月日	関与区分	修正	
(単位は円)					
I 暦年課税	贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細	財産を取得した年月日		
	住所	種類 細目 利用区分・税額等	数量 単価	財産の価額	
	フリガナ氏名	所在場所等	固定資産税評価額	平成 年 月 日	
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		円 倍		
	住所		円 倍	平成 年 月 日	
	フリガナ氏名		円 倍		
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		円 倍	平成 年 月 日	
	住所		円 倍		
	フリガナ氏名		円 倍	平成 年 月 日	
	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		円 倍		
II 相続時精算課税	財産の価額の合計額 (課税価格)	①			
	配偶者控除額 (右の事実と該当する場合には、... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(最高2,000万円)	②			
	基礎控除額	③			
	②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】	④			
	④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)	⑤			
	外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	⑥			
	医療法人持分納税猶予税額 (「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書 (贈与税)」のBの金額又は「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書 (贈与税) (別表)」のBの金額)	⑦			
	差引税額 (⑤-⑥-⑦)	⑧			
III 合計	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑯の金額の合計額)	⑨			
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑳の金額の合計額)	⑩			
合計	課税価格の合計額 (①+⑨)	⑪			
	差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑧+⑩)) 【100円未満切捨て】	⑫			
	農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)	⑬			
	株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の②の金額)	⑭			
	医療法人持分納税猶予税額 (「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書 (贈与税)」のAの金額又は「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書 (贈与税) (別表)」のAの金額)	⑮			
	申告期限までに納付すべき税額 (⑫-⑬-⑭-⑮)	⑯			
この申告書が修正申告書である場合	差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑫-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑫)	⑰			
	申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑯-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑯)	⑱			
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号		☐ 税理士法第30条の書面提出有 ☐ 税理士法第33条の2の書面提出有		通信日付印 確認者 印	

(資5-10-1-1-A4統一) (平26.10)

記号	欄	書きかた
㉑	「____税務署長」	住所地を所轄する税務署名を記入します。
	「平成__年__月__日提出」	申告書の提出年月日を記入します。
	「平成□□年分」	□□の中に「26」と記入します。
㉒	「住所」	住所、住所地の郵便番号及び電話番号を記入します。
	「氏名」及び「フリガナ」	申告をする人の氏名及びフリガナを記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和 50 年 1 月 23 日生まれの場合】 3 5 0 年 0 1 月 2 3 日
	「職業」	申告をする人の職業を記入します。
㉓	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「生年月日」	元号に対応する文字を○で囲み記入します。 【例：昭和 20 年 3 月 21 日生まれの場合】 明・大・ 昭 ・平 20 年 3 月 21 日
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
㉔	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、19 ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事項を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称及び登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地及び名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地及び名称 ニ 預貯金等・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地及び名称 ホ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地及び名称 ヘ その他の債権・・・債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
	「数量」	面積、株数などを記入します。
	「単価」	1 平方メートル当たり、1 株当たりなどその財産の 1 単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。
㉕	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。

② 申告書第一表の二

住宅取得等資金の非課税（60 ページ参照）の適用を受ける人が使用する申告書です。

提出用

平成26年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印		受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中に入力してください。 ☐ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)		贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等
		住所	住宅取得等資金を取得した年月日
		フリガナ	住宅取得等資金の金額
		氏名	平成□□年□□月□□日
		生年月日	□□□□□□□□
		氏名	平成□□年□□月□□日
		生年月日	□□□□□□□□
		住宅取得等資金の合計額	⑳
		贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等
		住所	住宅取得等資金を取得した年月日
フリガナ	住宅取得等資金の金額		
氏名	平成□□年□□月□□日		
生年月日	□□□□□□□□		
住宅取得等資金の合計額	㉑		
非課税の残額の計算 贈与者別の非課税の適用 贈与税の課税価格に算入される金額の計算	非課税限度額（1,000万円又は500万円）(注2)	㉒	
	平成24年分又は25年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉓	
	非課税限度額の残額（㉒－㉓）	㉔	
	㉑のうち非課税の適用を受ける金額	㉕	
	㉑のうち非課税の適用を受ける金額	㉖	
	非課税の適用を受ける金額の合計額（㉕＋㉖） （㉕の金額を限度とします。）	㉗	
	㉑のうち課税価格に算入される金額（㉑－㉕） （㉑に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。）	㉘	
	㉑のうち課税価格に算入される金額（㉑－㉖） （㉑に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。）	㉙	
	㉕又は㉖に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㉕又は㉖の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。		

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署
----------------------------	---------	-----

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋（租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。）である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。ただし、平成24年分又は25年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の非課税限度額については、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

※ 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一) (平26.10)

第一表の二（平成26年分用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

記号	欄	書きかた
㊦	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。
㊧	「次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、 □の中にレ印を記入してください。」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
㊨	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「生年月日」	元号に対応する文字を○で囲み記入します。 【例：昭和 20 年 3 月 21 日生まれの場合】 明・大・㊦・平 20 年 3 月 21 日
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
㊩	「住宅取得等資金を取得した年月日」及び「住宅取得等資金の金額」	贈与により住宅取得等資金を取得した年月日及びその金額を記入します。
㊪	「非課税限度額」	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅の種類が省エネ等住宅（60 ページ参照）の場合は「1,000 万円」が、省エネ等住宅以外の場合は「500 万円」が、非課税限度額となります。 ただし、平成 24 年分又は 25 年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の非課税限度額については、これらの金額と異なる場合があります。
㊫	「平成 24 年分又は 25 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額」	平成 24 年分又は 25 年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（平成 24 年分の贈与税の申告書第一表の二の㊫の金額又は平成 25 年分の贈与税の申告書第一表の二の㊫の金額）を記入します（適用を受けていない場合は、記入しません。）。
㊬	「非課税限度額の残額」	㊫の金額から㊫の金額を控除した金額を記入します。
㊭	「㊫のうち非課税の適用を受ける金額」及び「㊫のうち非課税の適用を受ける金額」	㊫の非課税限度額の残額を超えないように住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。 なお、住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が 2 人以上いる場合には、各贈与者からの贈与について非課税の適用を受ける金額の合計額が㊫の非課税限度額の残額を超えないように各贈与者ごとの住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を記入します。
	「非課税の適用を受ける金額の合計額」	住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額の合計額を記入します（㊫の非課税限度額の残額を超えることはありません。）。
㊮	「㊫のうち課税価格に算入される金額」及び「㊫のうち課税価格に算入される金額」	㊫の金額から㊫の金額を控除した金額及び㊫の金額から㊫の金額を控除した金額をそれぞれ記入します。 なお、それらの控除した金額に残額がある場合には、その金額を住宅取得等資金に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）に転記します。この場合には、申告書第一表又は第二表の贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記入は、贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。
㊯	「所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日」及び「提出した税務署」	平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日及び税務署名を記入してください。記入した場合には、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。

③ 申告書第二表

相続時精算課税（２ページ参照）の適用を受ける人が使用する申告書です。

平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）										FD4733								
税務署受付印 A 受贈者の氏名																		
提出用	次の特例の適用を受ける場合には、 ☐ の中にレ印を記入してください。 ☐ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定により、 相続時精算課税選択の特例 の適用を受けます。 （単位は円）																	
	特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日		左の特定贈与者から取得した財産の明細				財産を取得した年月日											
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 10%;">細目</th> <th style="width: 10%;">利用区分・銘柄等</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 10%;">単価</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所在場所等</td> <td style="text-align: center;">固定資産税評価額</td> <td style="text-align: center;">倍 数</td> </tr> </table>				種類	細目	利用区分・銘柄等	数量	単価	所在場所等			固定資産税評価額	倍 数	財産の価額	
	種類	細目	利用区分・銘柄等	数量	単価													
	所在場所等			固定資産税評価額	倍 数													
	住所						平成 年 月 日											
	フリガナ 氏名						平成 年 月 日											
	続柄 生 年 月 日						平成 年 月 日											
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日						平成 年 月 日												
年 月 日 年 月 日																		

記号	欄	書きかた
㉑	「平成□□年分」	□□の中に「26」と記入します。
	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。
㉒	「次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。」	相続時精算課税選択の特例（62 ページ参照）の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
㉓	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和 20 年 3 月 21 日生まれの場合】 3 2 0 年 0 3 月 2 1 日
㉔	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、19 ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事項を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称及び登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地及び名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地及び名称 ニ 預貯金等・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地及び名称 ホ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地及び名称 ヘ その他の債権・・・債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
	「数量」	面積、株数などを記入します。
	「単価」	1 平方メートル当たり、1 株当たりなどその財産の 1 単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。
㉕	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。
	「過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額」	過去の年分の申告で控除した特別控除額の合計額を記入します。なお、過去の年分の申告で控除した住宅資金特別控除額（最高 1,000 万円）は、特別控除額に含まれませんのでご注意ください。
㉖	「受贈者の住所及び氏名」	過去に提出した「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と過去に提出した贈与税の申告書に記載した住所・氏名が異なっている場合には、その年分の住所・氏名を記入します。

(2) 取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の書きかた

種 類	細 目			利 用 区 分 ・ 銘 柄 等
土 地 （土地の上に 存する権利を 含みます。）	田			自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別
	畑			
	宅地			自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権の別
	山林			普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）
	その他の土地			原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）
家 屋	家屋（構造及び用途）、構築物			家屋については自用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別
事 業(農 業) 用財産	機械、器具、農機具その他の減価償却資産			機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等			商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「財産の価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。
	売掛金			
	その他の財産			電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号
有 価 証 券	株式、 出資	上場株式等		その銘柄
		取引相場 のない株 式、出資	配当還元 方式によ ったもの	
			その他の 方式によ ったもの	
	公債、社債			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券			
現金、預貯金等				現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別及び贈与の目的
家庭用財産				その名称と銘柄
その他の財産 （利益）	生命保険金等			
	立木			その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）
	その他			1 事業に関係ない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権については、その加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合など贈与によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容

(参考)「取引相場のない株式、出資」の「細目」欄への記載については、例えば、「株式 配当還元方式」や「出資 その他の方式」と記載していただいて差し支えありません。